～保険代理店に求められるRMの知識～　10

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいたガバナンス態勢の構築を通して差別化を図っている。現在は全国に21支店を展開しており、損害保険約22億、生命保険約23億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてＡＲＩＣＥホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第10回「枠組み」の実践①　～リスクマネジメント組織の構築～

第5回から「枠組み」について説明して来ましたが、最終的に様々な決定事項を実践していくためには、①リスクマネジメント組織の構築、②リスク管理マニュアルの作成、③リスク管理計画の作成、④リスクマネジメント教育・研修等の取組み等が必要になります。本日はこの中で「①リスクマネジメント組織の構築」について解説をさせて頂きたいと思います。

1. リスクマネジメント組織の構築

リスクマネジメントは全社的な取組みであるため、必要に応じて新たな部署や会議体を設置すると共に、責任体制を確立する必要があります。図１に一般的なリスクマネジメント組織の図がありますが、それぞれの組織及び人員の役割と保険代理店の関わりについて説明します。

２）リスクマネジメント組織とその役割

全社的リスクマネジメントは特定の人材（ＣＲＯやリスクマネジャー）が卓越したノウハウや経験値で実施するものではなく、彼らを中心としながらも全員参加で一丸となって取組むものです。そして、そのためには一人ひとりの活動を支えるルールや計画を策定し、意思決定や評価を行う組織（図1の【１】「全社的ＲＭ体制」）を設けて全社的なリスクマネジメントの支援を行う必要があります。これからの保険代理店の役割として、これらの組織の運営支援を行うことが期待されるでしょう。アドバイザーとして以下のような会議体や部門活動を支援し、必要に応じて助言することでスムーズなリスクマネジメント活動を実現することが可能となります。

図１:リスクマネジメント組織（例）

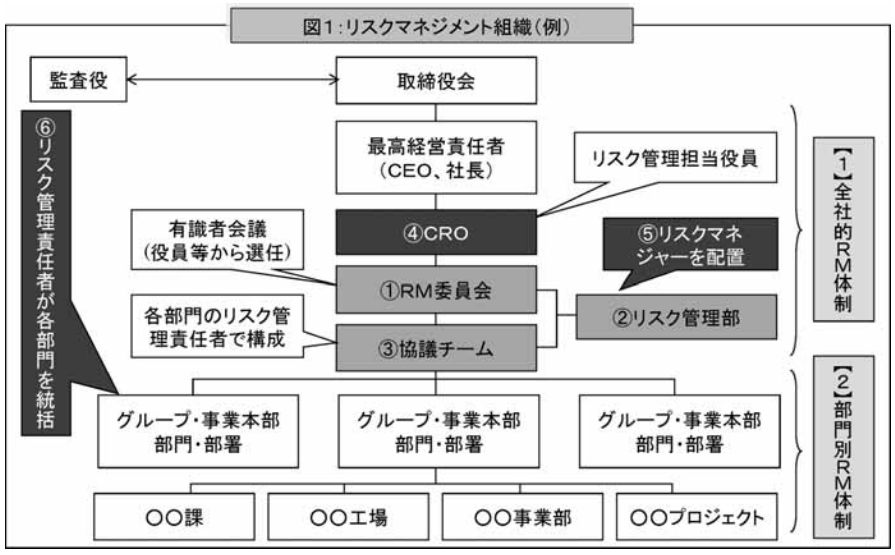

①リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は一般的にＣＲＯを委員長として役員や有識者がメンバーとして参加し、リスクマネジメントに関する全社的な意思決定（財務的な保有額の決定やリスクマネジメント方針、その他の重大な意思決定）や承認（枠組みの構築やリスクマネジメント計画及びリスク評価の承認等）を行います。

②リスク管理部

リスク管理部にはリスクマネジャーが在籍し、現場のリスクマネジメントの支援（リスクアセスメントやリスク対策の実施及びモニタリング等）をすると共に、リスク管理規程書やリスクマネジメント計画の策定及びコミュニケーションの仕組み作り等を行います。また、リスクマネジメント委員会の事務局として委員会資料や議事録の作成及び決定事項の全社への告知等も行います。

③協議チーム

各部門のリスク管理責任者で構成される組織であり、一般的には部門を統轄するリスクマネジャーが議長となります。協議ではメンバーがそれぞれの現場の情報を持ち寄り、ステークホルダの声を反映しながら協議を行い、リスクマネジメントプロセスを実践していきます。

２）リスクマネジメント人材とその責任

全社的リスクマネジメントを推進していくためには、経営者のコミットメントを受けて枠組みやプロセスを構築し、実践するための人員の存在が必要不可欠です。以下に一般的に必要となる役職と役割を説明しますが、多くの中小企業においては専門人員を置くことは難しいため、保険代理店がそれらの人員の役割を担うことが期待されるでしょう。

④ＣＲＯ（リスク管理担当役員）

ＣＲＯは組織全体のリスク管理の責任を負う立場であり、リスクマネジメント委員会の委員長として全社的なリスク管理体制を推進していきます。大きな組織では専門人員をおいているケースもありますが、中小企業においてはほとんどの企業で社長もしくは兼任の役員がその役割を担っていると考えられます。

⑤リスクマネジャー

リスクマネジャーは一般的にリスク管理部に所属し、各部門のリスクマネジメント業務の支援や緊急時の対応及び協議チームの議長としてリスクマネジメントプロセスの推進を行うと共に、リスクマネジメント委員会の事務局として情報の収集と整理を行い、リスクマネジメント委員会に計画や実施状況の報告等を行います。

⑥リスク管理責任者

リスク管理責任者は、現場（部門）の態勢構築（図1の【２】部門別ＲＭ体制）及びリスクマネジメント実務の推進を行います。リスクアセスメントやリスク対策、モニタリング及びレビューの実施責任を負い、協議チームの一員としてリスク情報を共有し、リスクマネジメント計画等の作成を行います。

2. 人員の選任

リスクマネジメントを社内で推進していく人員には、業務の性質上高い見識と使命感が求められます。具体的には以下のような要素が必要と考えられますが、保険代理店はリスクに関する情報や有事の際の経験値が豊富であることを考えると、社外リスクマネジャーやリスク管理組織の運営をサポートしていく資質は十分にあると考えられます。

１）知識・ノウハウ

全社的リスクマネジメントを推進していく上においては、経営的な視点と経済・法務・財務・保険等の幅広いリスクマネジメント関連知識が必要となってきます。

２）資質・能力

リスクマネジメントに100％の答えは無く、自社の規模・特性に応じた適切な取組みが求められるため、最新かつ正しい情報に基づいた決断力や判断力が強く求められます。また高いリスク感性を持ち、有事の際にも慌てない落ち着きと統率力が重要です。

３）リーダーシップ（ネットワーク）

全社的リスクマネジメントを実践するためには社内人員や関係部署及び外部の専門家等の多くの方々の協力が必要不可欠であり、社内外の幅広いネットワークと多くの方々から信頼され、支持を受けるリーダーシップが必要です。

知ってトクする　－816－

税務情報

傷害に基因する保険金と贈与

夫の高度障害保険金を妻が請求したら？

Ｑ　私の夫が最近、お医者さんから認知症であるとの診断を受けました。できるだけ目を離さずに面倒を見ていますが、一瞬の隙に事故でもあったらどうしようと不安です。ところで、夫は在職中に自らを契約者・被保険者とする終身保険に加入しており、保険事故によっては高度障害保険金が支払われることになっています。そうした事態になったときは、私が保険会社に請求することになりますが、その場合には何か課税関係が発生するのでしょうか？

保険金は非課税所得
身体の傷害に基因なら

Ａ　高度障害保険金は、一般的に死亡保険金と同額ほどの高額なものであることから、税金について不安になるのは致しかたないことです。

高度障害保険金は死亡に伴い支払われるものではないので、課税上で考えられるのは所得税か贈与税です。保険金の課税関係は、通常、契約者(保険料負担者)、被保険者、保険金受取人の関係で次のようになります。

①契約者＝被保険者＝保険金受取人の場合
一時所得として所得税の課税対象。

②契約者＝保険金受取人、被保険者＝第三者
一時所得として所得税の課税対象。

③契約者＝被保険者≠保険金受取人の場合
契約者から保険金受取人への贈与として贈与税の課税対象。

これからすると、ご質問者のケースでは、夫が受け取ったときは一時所得として所得税課税、妻が受け取ったときは夫からの贈与として贈与税課税となるわけですが、所得税法では、保険本来の役割を考慮して、「生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払を受けるもの」は非課税所得（所得税法９①十六、所得税法施行令30①）としています。つまり、これに該当する保険金等は所得税課税されないことになります。

では、この「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に高度障害保険金が含まれるかどうかですが、これについては所得税基本通達９―21で、一時金や年金方式で受け取る高度障害保険金（給付金）や入院給付金なども該当することが明記されています。ここで非課税とされている高度障害保険金は、契約者・被保険者・保険金受取人が同一の契約に基づき支払われるものが該当すると判断できます。

ところで、現在は被保険者本人が特別な事情で保険金請求できない場合に対応すべく、特定の代理人がこれを請求する代理請求制度を適用する会社が多くなっています。ご質問者のケースもこれにあたります。夫の受け取った保険金は、前述の規定により所得税法上非課税ですが、この保険金の所有権はあくまで夫であるため、妻が流用した場合は夫の財産を使用したとされ、贈与と認定されるものと考えられます。

また、受取り後にもし夫が死亡した場合には、この保険金のうち未だ使っていない残高（通常、現金または預金に転化している）については、夫の遺産の一部、すなわち本来の相続財産として相続税の課税対象となってきます。ここであえて本来の相続財産と記した理由は、法定相続人１人あたり５００万円の非課税のあるみなし相続財産とは異なることを明確にしておきたかったからです。

では、当初から契約者・被保険者が夫、受取人が妻という契約形態であればどうでしょうか。先に記したように贈与になるのでしょうか。これについては所得税基本通達９―20（身体に損害を受けた者以外の者が支払を受ける傷害保険金等）で明確にされており、「～その支払を受ける者がその身体の傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族又は生計を一にするその他の親族であるときは、当該保険金又は給付金についても非課税とする」としています。したがって、受取人が妻である契約では非課税所得とされ、課税されることはありません。